

第1章 酪農地域形成の時代背景

第1章 酪農地域形成の時代背景

第1節 わが国の酪農政策

第1項 戦後期の酪農政策

昭和20年（1945）の敗戦から10年を経た同30年（1955）、戦後経済の持病とみなされた経常収支の赤字とインフレーションを自力で克服できるまでに体力を回復し¹⁾、翌31年（1956）7月に発表された経済白書は、第一部・総説の結語で使われた「もはや『戦後』ではない」という言葉で名高い²⁾。

戦後期、とくに昭和20年（1945）代後半に策定の酪農政策は、同30年（1955）代以降における酪農政策の原点というふざわしく、全国各地方における酪農地域形成に大きく影響した。昭和20、21年（1945、1946）の両年にわたって実施され、同25年（1950）に完了した農地改革により、全国の小作地は戦前の46.3%から9.0%に、自作地は53.7%から91.0%へと大きく割合を変え、また、自作農は31.3%から62.3%、小作農は20.2%から25.9%、小作農は20.6%から6.7%にその比率を変えた³⁾。

農地改革による農民の創造性の喚起と労働意欲の高揚なども大きく働き、農業生産は昭和25年（1950）に戦前水準（昭和9～同11年平均）に復帰し、同25年以降には10%や20%台の高成長を示す年もみられるようになった⁴⁾。しかし、畜産部門の落ち込みだけは昭和16年（1941）から同25年（1950）まで続き⁵⁾、その回復速度は遅かったが、ただ、牛乳の生産量は昭和24年（1949）に戦前の水準に回復した⁶⁾。

戦前から乳幼児と病人の特需食品として知られていた牛乳乳製品は、戦後占領軍管理下で伝播された乳利用文化に触発され、生活改善を促す食品の代表格として、日常の食生活に生かせる食べ物とみなす風潮が急速に広がった。こうした乳利用文化の浸透は、自作農としての農地基盤を獲得した農業者に対し、乳牛飼養の意義と農家経済にとっての魅力を改めて印象づける契機となつた⁷⁾。

終戦時の混乱とその後の極度の飼料不足と食糧難のため、乳用牛の屠殺が急増し、牛乳の不足に拍車をかける結果となり、昭和22年（1947）に樹立された自立経済計画の一環として昭和23年（1948）に策定された畜産5ヵ年計画は、最終年次である昭和28年（1953）の増殖目標を乳牛26万頭、新乳牛9万4千頭とした⁸⁾。新乳牛は昭和22年（1947）に国民食糧ならびに栄養対策審議会畜産部会において、乳用牛の急速な増殖を図るために提案された役肉用牛の乳用牛化構想（新乳牛の造成）⁷⁾であるが、みるべき成果をあげないで終わった。さらに昭和24年（1949）の第5臨時国会には「酪農業臨時措置法案」が議員立法によって提案されたが、審議未了のまま廃案となつた⁷⁾。

昭和20年（1945）代半ば、食糧事情の漸次好転するに伴い、食糧自給体制の確立が強く要求され、同時に農業経営の合理化が求められるようになり、昭和26年（1951）末に衆参両院は「無畜農家解消に関する決議」⁸⁾を行つた。この決議は有畜農の基盤を強固にするため、必要な飼料対策、家畜の改良増殖等に関する根本施策を講ずべきことを要求したものであるが、それは農業再建の要素として有畜農業の必要性が一般に強く再認識されたことの反映である。政府は昭和27年（1952）に「有畜農家創設要綱」を定め、家畜の導入資金に対する利子補給を実施することとし、翌28年（1953）に予算

措置を補って「有畜農家創設特別措置法」が制定された⁹⁾。

この法律により無畜農家を対象とする農業協同組合の家畜導入事業に対し、必要な資金の斡旋、借入金利子の一部補給と損失の補償を国が行うことになった。この制度の対象家畜は、乳牛、役肉用牛、馬、めん羊、山羊であったが、重点家畜は乳牛で、昭和35年（1960）までに導入された乳牛は16万頭に達し、酪農の普及に大きく貢献した。その後、同措置法は、広く家畜飼養農家を増やす方向から、より積極的に畜産を推進する方向に政策転換が図られ、昭和36年（1961）の農業近代化資金助成法成立とともに廃止された¹⁰⁾。

先に述べた畜産5ヵ年計画（昭和23年）を引き継ぐ形で政府は、昭和27年（1952）に畜産振興10ヵ年計画を樹立し、畜産食料品の増産と農業経営の合理化を図ることとし、農業経営に家畜を積極的に取り入れ、輪作式有畜農業の普及進展につとめることとした。本計画では乳牛の増殖にもっとも重点がおかれ、学童給食用の牛乳を国内生産で充足するとともに、国民食生活の改善を図ることとした。最終年次の昭和37年（1962）に乳牛頭数を993,000頭に増殖し、牛乳生産量を1,009万石（1,891,875トン）とし、この目標の達成により、輸入食糧の軽減、国民保健の向上、農家経済の安定が期待された⁸⁾。

政府は、畜産振興10ヵ年計画における乳牛の目標頭数達成には、国内の乳牛の増殖のみでは困難であるため、不足分を外国から輸入することとした。輸入牛の品種の選定に当たっては、今後は草資源を活用した草地酪農の振興をはかる必要があるとして、ジャージー種牛をオーストラリア、ニュージーランド、およびアメリカから輸入することとした。これらの輸入牛は、集約酪農地域建設事業の一環として、草地酪農を主体とした、原料乳地帯のうちから、ジャージー地区として指定された地域に導入された¹¹⁾。

このジャージー種牛輸入事業は昭和28年（1953）から3ヵ年間はパイロット事業として、国が直接購買し、「乳用雌牛の貸付および譲渡に関する省令」（昭和25年）により道府県に貸付したが、昭和31年（1956）からは国際復興開発銀行（通称世界銀行）からの借款により、農地開発機械公団が輸入し、それを国が指定する地域に売却する方法に転換された。そのようにして昭和35年（1960）に本事業が完了するまでに、1道11県の12のジャージー地区に約12,400頭のジャージー種乳牛が導入された¹¹⁾。

政府は畜産振興10ヵ年計画の実行性を高めるため、特に酪農振興に関する法整備にかかり、昭和29年（1954）6月に「酪農振興法」を制定し、同年8月に「同法施行令」と「同法施行規則」が定められた。本法の集約酪農地域に関する規定は、わが国酪農政策の1つの革新的方向を示すものであって、乳牛を適地に集団的に飼育し、牛乳の生産から処理加工までを含め、経済性の高い酪農団地を建設することを目指したものである。

同法律に基づき、農林大臣は都道府県知事の申請により集約酪農地域を指定し、国は都道府県知事の酪農振興計画および市町村長の酪農経営改善計画の実施を援助することとした。すなわち集約酪農地域に指定されることとは、牧野改良補助、乳牛導入、畜舎・サイロ建設などへの重点補助対象地域になることを意味した。また、この法律は集約酪農地域内における集乳施設、または乳業施設の新設、拡張について制約を加え、さらに酪農審議会（昭和29年10月発足）や中央生乳取引調停審議会（昭和34年5月発足）について規定した⁹⁾。

「酪農振興法」を基軸とした酪農振興施策の確立に伴い、全国で熾烈な集約酪農地域指定争奪戦が

行われ、その地域指定は昭和30年（1955）から同34年（1959）にかけて実施され、全国81地域に及んでいる¹²⁾。

昭和28年（1953）はドル不足、製菓業界の好況などによって酪農ブームが起り、翌29年（1954）には生乳生産が急速に増産体制に入り、市況は大きく変動し、牛乳の需給が狂い始め、政府は昭和30年（1955）に国産脱脂粉乳を買い上げる措置を講じた。昭和32年（1957）から同33年（1958）にかけて需給に大きな不均衡を生じ、深刻な乳価問題を起こし、第一次酪農危機を迎えた。政府はこれを契機として昭和33年4月「酪農振興基金」を制定した¹³⁾。

しかし「酪農振興基金」は昭和36年（1961）11月「畜産物の価格安定等に関する法律」（いわゆる畜安法）の公布と同時に発展的に解消された。その畜安法に基づき畜産事業団が設立され、同時に国は畜産物価格審議会の議を経て、原料乳の安定基準価格、指定乳製品の安定上位価格と安定下位価格を定め、畜産事業団による買入れと売り渡し、あるいは生産者等の調整保管等により、牛乳・乳製品の価格変動を調整することになった¹⁴⁾。しかしながら、乳業者の買入れ価格が基準価格に達しない場合、農林大臣あるいは都道府県知事は乳業者に対し、買入れ価格引き上げを勧告するというもので、生産者には歓迎されず、十分に機能しなかった。

昭和32年（1957）の酪農不況が契機となって昭和34年（1959）4月に「酪農振興法」の一部改正が行われ、酪農経営改善計画の制度が定められ、国内産牛乳・乳製品による学校給食等の牛乳の消費増進、需給調整のための国の奨励援助に関する規定が加えられた。改正酪農振興法に基づき、集約酪農地域町村、または酪農経営改善計画樹立市町村に対し、家畜導入、高度集約牧野の造成、草地管理用機械の導入、産乳能力検定事業、乳質改善事業、生乳共販模範地区設定事業等々の国庫補助事業が集中的に投入されたため、乳用牛の飼養促進と経営の改善に著しい効果を認められた¹⁵⁾。

第2項 ジャージー種乳牛の輸入と奨励

昭和20年（1945）後半期から同30年（1955）代前半期に積極的に推進されたジャージー種乳牛による集約酪農地域建設パイロット事業については前節で簡単にふれたが、その事業の経緯について「畜産発達史」は次のように述べている。

農林省畜産局がジャージー種乳牛の輸入を提案したのは昭和26年（1951）のこと、その当時の状況は昭和25年（1950）に牛乳の配給統制が廃止され、一般家庭の牛乳、乳製品などの消費が急増するとともに、学校給食に大量の脱脂粉乳が輸入されており、国内の乳牛の生産を急速に増殖する必要が認められた。

当時畜産局は昭和26年（1951）畜産振興計画を樹て、10年後に乳牛100万頭、その生産乳量1,000万石（187万5,000トン）にする企画をした。この実現には国内に現に飼養されている乳牛（その品種はホルスタイン種＜系＞が絶対数を占めていたことは勿論である）の増殖のみでは達成することができないという見地から、その不足分を外国から輸入することとした。

政府は輸入牛の品種選定に当たり、今後における酪農振興を図るうえで、豊かな草資源を基盤とした草地酪農の展開に大きな期待を寄せ、そのために次のような理由からジャージー種牛が適当であるとした。①飼料の利用性が高く、かつ放牧飼育に適している、②気候風土に適応性が強い、③小格で

温順でわが農民が扱いやすい、④購買地が地理的に比較的近くにあり、割合い安価に輸入が可能でかつ防疫上の問題も少ない。

こうしてジャージー種牛は昭和28年（1953）から計画的に輸入することになった。当初3ヵ年はいわゆるパイロットプランとして、国が直接購買し、集約酪農地域建設事業の一環として草地酪農經營を中心として原料乳地帯の中から、立地条件がジャージー種牛の特性を十分に活用できる地方をいわゆるジャージー地区に指定し、例の「子返し」制度により国有貸付牛として導入することとした。導入先は北海道（557頭）、青森県（593頭）、岩手県（542頭）、群馬県（593頭）、山梨県（322頭）、長野県（317頭）、静岡県（564頭）、岡山県（584頭）、宮崎県（594頭）、計4,667頭で、これらの輸入先はアメリカ、ニュージーランド、オーストラリアであった。

このパイロットプラン事業は打切りとなったが、なおジャージー種牛の導入希望は多く、そのため昭和31年（1956）から世界銀行の借款によって農地開発機械公団がこれを輸入し、国の指定する地区に売却する導入方式が採用された。これによる導入は昭和35年（1960）までに北海道（1,962頭）、青森県（1,591頭）、岩手県（832頭）、秋田県（532頭）、山梨県（309頭）、長野県（269頭）、岡山県（691頭）、佐賀県（557頭）、熊本県（1,033頭）と1道8県にわたり7,776頭に達した。

ジャージー種が大量に輸入されたことは、わが国の乳牛界はホルスタイン種が圧倒的に多く、乳業界がその生産乳にほとんど全面的に依存してきた状況であったから、当時は終始これと比較され種々の問題を提供した。ことにジャージー種輸入の可否論は、わが国がほとんどホルスタイン種に統一された歴史的経過に思いをはせて、しばしば、雑誌等に難論を加える人もあり、濃脂肪はわが国の市乳需給、乳製品の製造等に適不適論、あるいは一部に比較的に低能力の個体が輸入されたこと、この品種の多くが開拓農家に導入飼養されることなどから技術の幼稚さと結んで収益性が低いという非難攻撃が加えられたこともあるのである¹³⁾。

第3項 農業基本法下の酪農政策

昭和31年（1956）刊行の経済白書は、既述したように戦後の経済回復は完了したことを宣言し、その上で、もし近代化に成功しなければ欧米の先進工業国に遅れをとり、発展途上国との開きが次第に狭められるであろうと分析し、経済成長の発展のために近代化路線の選択を提示している。

戦後農村に大量に流入した労働力は昭和30年（1955）を境に非一次産業へ地すべり的に移動し始め、昭和35年（1960）頃から農村労働力の不足現象が明白になった。工業に比べ農業の成長率は低く、工業労賃と農業所得の格差が拡大し、農業所得の向上を経営規模拡大によって実現しようという志向が強まってきた。こういった動向に対応し、昭和36年（1961）6月に「農業基本法」が制定された。同基本法に基づき、農業生産の選択的拡大と構造政策により、農業と他産業の生産性を是正しつつ、自立經營を育成するための構造政策として第一次農業構造改善事業が昭和37年（1962）を初年度とし、10ヵ年計画で補助金に支えられて行われた。酪農は選択的拡大部門として多くの農業改善地区において取り上げられた。草地造成等を含む經營規模の拡大、家畜導入、機械化等々に対し強力に財政援助が行われた⁹⁾。

酪農近代化のため乳牛飼養規模の拡大、技術進歩に対応した機械・施設の整備充実などには多額の

資金が必要であり、このため昭和38年6月に「畜産経営拡大資金融通措置要綱」が制定された。この要綱により集約酪農地域あるいは酪農経営改善計画樹立の市町村が対象となり、農林漁業金融公庫資金が長期、低利（年6分、12年内償還）で貸付けられることとなった。

農基法下で近代化路線をひた走ることになった酪農を待ち受けていたのは、昭和37年（1962）から同39年（1964）にわたる酪農危機であった。昭和29年（1954）から同40年（1965）にかけて酪農は4年サイクルで不況を迎えていた¹⁴⁾。このため政府は、昭和40年6月に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（いわゆる不足払い法）を公布した。こうして、昭和41年（1966）以降の酪農はこの「不足払い法」を軸として展開された。この法律制定と同時に「酪農振興法」、「土地改良法」および「農地開発機械公団法」の一部改正も公布された。これらは酪農三法と呼ばれ、①乳価対策としての保証価格の決定、②構造改善のための近代化政策の推進、③飼料基盤増大のための草地開発等の側面において大きな影響を与えた。

昭和40年（1965）の「酪農振興法」改正に伴い、酪農近代化計画を策定することとなった。この計画策定制度は、農林大臣の定める「酪農近代化方針」と都道府県知事および市町村長がそれぞれ定める「酪農近代化計画」からなっている。これらが三位一体となって、乳牛頭数の計画的増加を図り、酪農経営の改善、草地開発による牧草飼料の確保、牛乳の集出荷と流通の合理化などにより近代化を推進するものである。

この「酪農近代化計画」策定のため、政府の「酪農近代化方針」は昭和40年（1965）10月、同46年（1971）3月、同51年（1976）3月、同55年（1980）12月と4回公表された。この4次にわたる「酪農近代化計画」は「農産物の需要と生産の長期的見通し」と整合性を保ちながら策定されてきたが、さらに牛肉を加味した「酪農振興法」の改正が行われ、昭和58年（1983）5月「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（いわゆる酪肉振興法）の公布にいたった。この法律に基づき従来の「酪農近代化計画」は「酪肉近代化計画」に変わり、本計画の基本方針は昭和58年（1983）10月、同63年（1988）2月、平成8年（1996）1月、同12年（2000）4月と4回にわたり公表された。第3回は平成8年（1996）を基準年度とし同17年（2005）を目標年度としたものであったが、第4回は平成10年（1998）を基準年度とし平成22年（2010）を目標達成年度としている。

農業近代化を宣言した農業基本法の公布（昭和36年）から約40年、酪農振興法を基軸とし各種奨励施策を装備した近代化路線により、「近代酪農」は見事に花開いたのである。

昭和35年（1960）の酪農戸数41万戸、酪農家普及率6.3%、1戸当たり頭数1.98頭、搾乳牛1頭当たり産乳量5,147kgは、平成7年（1995）にそれぞれ4万4000戸、1.2%、38頭、8,140kgへと変化した¹⁵⁾。酪農戸数の激減と飼養規模の拡大、泌乳能力の顕著な向上は、まさに近代酪農の光輝かく表情である。しかし、その光に隠された陰の表情を見落としはならない。その表情とは購入飼料の増大、酪農公害の拡大、過酷な長時間労働、負債の急増、そして酪農家を筆頭に消費者の食文化における乳利用文化の未成熟である。

第2節 岡山県の酪農振興策

第1項 酪農振興計画の策定

戦後における岡山県の農業政策は、食料難の打開のための応急対策と国の政策への対応によって始められた。農業生産の戦前水準への回復の兆しは昭和22年（1947）頃からようやく見え始めたとされている。例えば米生産の戦前水準への復帰時期は昭和22年（1947）、麦類生産は昭和25年（1950）、果樹生産は昭和23年（1948）であり¹⁶⁾、畜産のそれは昭和24年（1949）であった¹⁷⁾。こうした農業生産の情勢下にあって昭和24年（1949）に「岡山県農業振興計画第1次案」が起草された。

この農業振興計画には、本県の農家1戸当たり平均耕地面積6反3畝強（63a）は全国平均8反7畝（87a）に比べて遙かに狭少で、このような劣弱な基盤に立って、これから農業を振興するための具体的方策が盛られている。その方策は大きく4つに分けられ、その1は零細経営の組織的強化（共同組織の形成と活用など）、その2は生産手段の整備（既存耕地の整備、新規耕地の造成、適地適型農業機械の開発と共同利用など）、その3は農業経営の発展方向、その4は農産物の市場対策（特産物の共販体制の整備など）である¹⁸⁾。

本書の文脈から特に注目したいのは、その3の「農業経営の発展方向」である。それは生産性が高くて労働の受容力の大きい有畜農業、特に酪農経営の普及を進め、土地利用の高度化を図るために輪作式経営方式を普及し、農民の立場に立った農産加工業を振興するという点である。

この農業振興計画に盛られた畜産5ヵ年計画の中の乳用牛振興対策をみると、酪農適地（特に県南部）に集団的酪農経営の普及を促進するため、乳牛の飛躍的増殖を図ることとし、現有の2,000頭余を目標到達年の昭和28年（1953）に5,000頭に増加するとしている¹⁹⁾。この計画によれば、昭和24年（1949）当時、蒜山地域は和牛および馬の飼養適地とみなされ、酪農適地としては評価されていない。

昭和26年（1951）4月の県知事選挙で初当選した三木行治は、国土総合開発法（昭和25年制定）に呼応して、県独自の地域振興策として「岡山県総合開発」を構想した。その構想下で、三木県政第一期（昭和26年～同29年）において特に重点的に推進された施策は、①臨海工業基地の造成に重点を置いた総合開発計画の策定、②企業誘致、③酪農振興、④経済構造調査であった。この「総合開発構想」では県下を4地区（両備、作東、備北、笠岡井原）に区分し、総合的な見地から各地区における開発の重点を設定しようとした²⁰⁾。蒜山地域は「備北地区」に含まれており、旭川上流域での電源開発と観光地帯の造成に力点が置かれ、当時はまだ酪農地帯への道が閉ざされていた。

蒜山地域各町村は昭和25年（1950）に積雪寒冷単作地帯に指定され、これを受けて岡山県では、県企画室が中心となって真庭郡北部5か村の農業経営実態調査を実施した。この調査に基づき、たとえば川上村は「積雪寒冷単作地帯振興計画」（昭和27年～同30年）を策定した。この計画書によれば、農業振興の目標を「水稻作を中心とする有畜多角経営の完成と林産振興」に置いている。さらに同村は昭和26年（1951）「大山出雲総合開発特定地域」の指定を受け、開発の重点を資源開発に置き、「蒜山原野の高度利用と有畜営農の確立を図る」ことを目標にかけた²¹⁾。しかし、酪農展開への具体策は明示されていない。

昭和27年（1952）12月30日、県知事三木行治は県幹部を知事公舎に集め、「岡山県酪農振興計画」の

骨子を練り、県政の重点施策として酪農を推進することを決定し²²⁾、翌28年（1953）2月に公表した。

本計画の基本方針は、酪農によって名実共に明るい農村を創造するために、酪農による農業振興が期待される地帯を選び、下記の諸施策を重点的に行い、昭和28年（1953）から同32年（1957）の5か年間に乳牛1万頭の増殖と生乳年間生産量14万7,500石（27,656トン）を目指としたものである。そのための具体策として、①各地帯における乳牛飼養密度の濃密化、②乳牛の資質の改良、④酪農技術の向上、⑤牛乳及び生産物の利用増進、⑥酪農経営の合理化、⑦乳牛の保健衛生の向上、⑧飼料対策、⑨自給飼料の増産対策、⑩乳牛の導入と施設の設置に対する融資の10項目を掲げている。

なお、酪農振興地帯としては旭東、岡山、児島、浅口、作州、蒜山および育成地帯（吉備、御津、久米、赤磐、和気、邑久の諸郡の一部）の7地帯が選ばれている²³⁾。これら7地帯は、後述するように、昭和29年6月公布の「酪農振興法」に基づく集約酪農地域の指定申請の際に、美作、旭東、備中の3集約酪農地域に再編成された。

第2項 蒜山地区の酪農振興策

既述した「岡山県酪農振興計画」では、特に蒜山地域について「蒜山地区酪農振興計画」（昭和28年6月策定）が別途に樹立された。その理由として、本計画は「岡山県酪農振興計画」の一環として考えられるのが当然であるが、①蒜山地帯は特殊地帯であり、特に積雪寒冷単作地帯および大山出雲地域総合開発特定地域に指定されており、さらに、②岡山県総合開発計画を加味して、計画上の連絡を保ち、総合的に特殊な計画を必要とする、などがあげられている²³⁾。

ところで酪農処女地である蒜山地域における酪農展開の糸口は、昭和27年（1952）に岡山県からの委嘱を受けた岡山大学農学部による「蒜山原土地利用基礎調査」にある。

この調査は、蒜山原の未利用地約3,100haを既成村落における健全農家育成のために利用する計画策定のための基礎調査であった。本調査の結果によると、蒜山原は広大な牧野飼料資源に恵まれ、無霜期間が短いものの土壌条件は飼料作物の栽培に適し、主畜式農業の立地であるとし、乳牛飼養の可能性は高く、ただ交通地位が不利なために、飲用乳より加工用原料乳生産を目的とした乳牛飼養の適地であることを指摘し、その上で、乳牛を導入した有畜営農方式の土地利用モデルを提案している²⁴⁾。

その調査報告が地元農業者に与えたインパクトは大きく、当時、従来の米を基幹としながら煙草を栽培し和牛を飼育をする農業経営から脱皮して、農業近代化への道を模索していた農家の人々に大きな期待を抱かせるものであった²⁵⁾。同時にまた、上記の調査報告書は、岡山県の為政者や行政担当者への貴重な政策提言でもあった。地元山陽新聞社もまたこれに注目し、昭和28年（1953）1月10日付け紙面で、『蒜山原の利用計画なる』の見出しをつけ、その基礎調査内容を大きく報道した。そして記事の結びに「牧畜を盛んにして部落ごとに乳牛を導入しバターを製造してタンパク質の補給による農家の食生活改善に役立たせ農民の労働力の保全を図る」と述べている。

当時の岡山県畜産課長惣津律士は、県畜産課の情報誌ともいえる『岡山畜産便り』（昭和28年6月号）の巻頭言「蒜山地区の酪農振興について」の一文で、「蒜山地区酪農振興計画」策定への思いを次のように述べている。

「蒜山地区の開発については従来各方面から多大の関心をもって種々検討せられ、さきに岡山大学

農学部に於いてもその基礎調査を完了し、その結果を発表しているが、さて実施の段階になると困難な条件が多いため、その緒につけない状況にある。併しながら、さりとてこの現状をそのまま放置する事は本県産業の振興上極めて遺憾であるので、先ず酪農による開発が今般企図せられるに到ったのである。

酪農をこの地に取り入れるためには前号（筆者注：昭和28年5月号）において示した如く受入れ工場の誘致、自給飼料資源の培養確保、金融措置等が前提条件となるが、何人と云っても酪農が本地区に取って全然処女地であるため、地元関係者の強固なる意思と団結と協力が絶対に必要である。徒に地元が補助金其他の援助のみに依頼して自ら立ち上がる力を發揮する意欲に乏しい場合は、蒜山地区は永遠に閉ざされた暗黒の地帯となる懸念が濃厚である。

ともあれ、大局的見地から考えるとき、畜産振興に依らなければ蒜山地区は救われざる運命を持っている事は事実であり、だれでも指摘し得る所である。私は関係者が一丸となって新しい而も正しい歩みをこの際勇気を持って進む事を切望して止まない次第である」。

上記の文脈から主管課長惣津律士の蒜山地区酪農振興に寄せる重大な決意と地元農民および関係者の意識変革と自助努力を強く訴えている心情が伝わってくる。

既述したように酪農振興は、三木県政第1期における「岡山県総合開発構想」に掲げられた重点政策の1つである。しかしながら、酪農業から隔絶されていた蒜山地域への酪農立地の移動は、まさに県知事三木行治の大英断であり、県勢発展の見地からすれば、県南瀬戸内沿岸部に造成される臨海工業基地に対し、県北部牧野資源地帯における草地酪農基地の配置は、優れて見事な行政感覚といえよう。

ところで岡山県畜産課は、昭和28年（1953）6月、「蒜山地区酪農振興計画」の作成過程で、「蒜山地区酪農振興調査」を実施している。その調査は、①牧野改良、②草生改良－草生の現況調査、③飼料作物と輪作裏作との関係（畑作の現況と将来）、④牛舎改造及びサイロの設置計画、⑤堆肥舎の改造及び建設計画、⑥酪農工場設置位置の検討、⑦酪農に対する地区民の意欲の聴取など多岐にわたっている。その上で乳牛2,000頭飼養の実行可能性を確認し、技術指導対策、酪農団体の育成、種畜対策、集乳対策、簡易肉加工対策などについて幅広い検討がなされ、その結果が記されている²⁶⁾。

この調査結果を下敷きにして策定された「蒜山地区酪農振興計画」の主たる内容は、①生乳の受入工場の設置と集乳、②採草地1,000haの草地改良、③放牧地の整備、④サイロ設置および畜舎改造のために融資の導入、⑤酪農技術の指導と中心指導者の教育・研修、⑥畑作改善と飼料作物の輪作栽培の奨励（200ha目標）、⑦初年度に300頭以上のジャージー種牛の集団導入と有畜農家創設事業等による資金の融資、⑧家畜保健衛生所の活用と酪農技術者1～2名の増員、⑨家畜保健衛生所における乳用種雄牛の繁養と人工授精業務の強化、⑩集団導入のため、政府からの集約酪農地域指定と貸付牛の導入などであり、昭和28年度を初年度とする5ヵ年計画とし、初年度導入頭数300頭を最終年次には乳牛頭数2,000頭に増殖し、生乳生産量1日30石（56,250kg）を目標としたものである²⁷⁾。

岡山県の蒜山地区酪農振興におけるジャージー種乳牛の導入計画は、前節で述べた農林省企画のジャージー種乳牛による集約酪農地域建設パイロット事業への行政的対応であるが、それは酪農生産基盤の視点からすれば蒜山地域に広がる豊かな草資源と地形がジャージー種牛による放牧酪農の実現可能性が高いとの判断によると考えられる。

昭和28年（1953）6月、「蒜山地区酪農振興計画」の策定に合わすかのように、政府において国土

総合開発審議会が開かれた。ここでは岡山県北部12か町村を含む大山出雲地域総合開発特定地域の開発計画が審議され、その席上で蒜山原の開墾と牧野改良を中心とした酪農計画およびこれに関連する道路、鉄道網の整備計画が説明された²⁸⁾。そのことは蒜山地域における酪農展開への道が県段階から初めて国レベルへ通じたことを意味する。

第3項 美作集約酪農地域の設定

岡山県議会もまた、酪農振興に強い関心を寄せ、昭和28年（1953）3月10日の議会において、県北（美作地方）の酪農振興を重点とした昭和28年度特別会計を可決し、同年9月22日の臨時県議会では「今後、集約的に乳牛を導入するためには、大幅な国庫助成が必要である。このため酪農経済圏に指定をうけるため、津山市ほか美作5郡を高度集約酪農地区に指定されたい」旨の陳情書を可決した²⁷⁾。第1節で記述したように、政府が昭和27年3月に策定した「畜産振興10ヵ年計画」では酪農振興にもっとも重点がおかけており、全国から酪農適地を選別し、そこに酪農団地を造成するための集約酪農地域建設を構想していた。岡山県議会の陳情書の可決はこの構想への政治的対応である。

一方、県は集約酪農地域の指定を請願するため、「蒜山地区酪農振興計画」を組み入れた津山市と5郡（真庭、久米、苦田、勝田、英田）を対象とする「美作地域酪農振興計画」（昭和28年9月）を策定し国に提出した。

この計画の骨子は次の8項目からなっている。①美作地域をジャージー地区とホルスタイン地区の集約酪農地帯に分け、さらに原料乳供給地帯と市乳用原料乳供給地帯に分ける、②5ヵ年後に乳牛12,080頭、産乳1日当たり260石を目標とす、③ホルスタイン地区は現在及び将来可能とみられる集乳路線を中心に乳牛密度を高めると共に林地と耕地の経営が酪農によって発展が期待できる町村を選ぶ、④ジャージー地区は畑地と牧野に富む津山市北部と蒜山地区の2地区とす、⑤酪農技術と経営指導は岡山県酪農試験場、岡山県農業試験場津山分場、地区内家畜保健衛生所および農業改良普及所の協力により、各町村に酪農指導員を設置して行う、⑥生乳は県内消費に努力し、夏季には極力阪神方面へ市乳原料として販売する、⑦現在の北部酪農業協同組合津山工場の設備拡充を図ると共に、北海道バター株式会社（雪印乳業株式会社の前身）との提携により製品の販路を安定化す、⑧蒜山地区的生乳は、大部分を上記津山工場に送る²⁹⁾。

昭和29年（1954）1月22日、農林省はジャージー種牛による集約酪農地域建設パイロット事業の昭和29年度地区として、申請9地区のうち岡山県、北海道、青森県、静岡県の4地区を指定した。ちなみに同パイロット事業初年度の昭和28年度に指定されたジャージー地区は岩手県、山梨県、長野県であった³⁰⁾。

岡山県は美作集約酪農地域のジャージー地区に指定されると同時に、農林省との協議のうえ、昭和29年（1954）2月「津山地区高度集約酪農振興計画」を策定し国に提出した（筆者注、昭和28年9月策定「美作酪農振興計画」の修正と考えられる）。その内容は昭和29年度から5ヵ年間にわたりジャージー地区（津山市北部、真庭郡北部の1市5か町村）とジャージー地区を除く津山市、真庭郡、苦田郡および勝田郡、英田郡、久米郡内の1市60か町村において、それぞれジャージー種牛1,800頭、ホルスタイン種牛4,500頭を増殖し、両地区から日量180石の生乳を見込むものであった³¹⁾。

上記の計画によりジャージー地区には昭和29年度と30年度を通じて600頭が導入される予定で、その導入町村及び部落は農林省係官の現地調査を待つて正式に決定されることになり、その結果ジャージー地区は津山市北部（太田、野辺、上横野、大篠）地区と蒜山地区（川上村、八束村、中和村、旧二川村、旧湯原町）に決定された³²⁾。

この決定により、ジャージー種牛の第一陣は昭和29年（1954）10月27日津山市に63頭（アメリカ産）、次いで翌28日蒜山地区に94頭（ニュージーランド産）が到着した。蒜山地区には引き続き翌年3月まで導入され、その合計頭数は208頭であった³³⁾。

農林省は「酪農振興法」（昭和29年6月公布）に基づき、昭和30年12月10日農林省告示第1018号でジャージー地区を含む美作集約酪農地域を指定した。ちなみに全国からの申請地区数は57地区に及び、指定地域は原料乳地域26か所、市乳地域5か所の計31地域であった³⁴⁾。

第4項 ジャージー地区指定の意義と課題

岡山県知事三木行治が県政第1期（昭和26年～同30年）に特に重点的に推進すべき施策の1つに掲げた「酪農振興」は、その第1期最終年を迎えた段階で、美作集約酪農地域の指定によって第一歩を踏み出すこととなった。とりわけ蒜山地区におけるジャージー種牛の集団的導入による酪農地域形成は、同知事が構想する県北観光地帯の造成の一翼を担う意味においても非常に期待されるものであった。

美作集約酪農地域形成事業を推進する主管課課長惣津律士は、『岡山畜産便り』巻頭言（昭和29年3月号）に「作州の酪農振興について」の一文を次のように寄せている。

「農林省が昭和29年度海外輸入ジャージー種に依る集約酪農地域の内、1か所（筆者注、他の1か所は蒜山地区5か町村）を岡山県津山西北地帯に指定された事になった事は既に新聞紙上で各位御承知の通りであり、躍進途上にある本県酪農界に取って何よりの力強い推進力である事は県民挙げて認むる所であって、昨今の話題は右に集中している觀がある。

全国各地からの猛烈なる要求にも拘らず、畜産局が断固として早期に賢明なる裁決をせられた事に対し県は満腔の敬意と感謝を捧げるものであって、これが実現に対し、知事を中核として県議会、関係市町村、団体が超党派的に努力した丈けに、その喜びはけだし想像外に大きいものを感じるのである。

由来作州は酪農と山林と地下資源の開発に依ってその将来性を期待し得る地帯であり、就中酪農は各種立地条件よりして極めて有望視される関係上、本県に於いてはこれを契機として、作州地帯に昭和29年度を基調とした酪農振興5ヵ年計画を樹立し、本地帯をジャージー地区とホルスタイン地区の二つに分けて、5ヵ年後に前区に1,800頭、後区に4,500頭の乳牛を増殖普及せしめ、日量180石の産乳を期待する事となつた。

ジャージー種に依る集約酪農地域には昭和29年度及び30年度を通じ合計600頭が導入されるが、その導入町村及び部落は本省係官の現地調査を待たなければ決定されない。けだしジャージー地区は現在まで乳牛飼育に未経験である為め、相当の受け入れ体制と確固たる決意を以て出発しなければ、折角の本省の好意に反し、本県はもとより日本酪農史上に一大汚点を印する結果となる懸念なしと云えない。従つて本地区的農家はジャージー種飼育農家としてのプライドを持ち、本種の特性を充分に把握し、本誌の前号（著者注、昭和29年2月号）で私が特に強調した酪農道に徹し、健全なる酪農経営の樹立

に献身すべき責任を有するものである。

単なる乳牛頭数の増加は酪農振興の尺度にはならない。そして乳牛飼育が農家の副業であつはならない。健全なる精神の酪農家と、優秀なる乳牛と愛すべき土の三者が一体となって輝かしい酪農が生まれるのである。

今こそ作州の酪農家及び酪農家たらんとする人々は真剣に研鑽し奮起して戴き度いものである」。

上記した文脈から、岡山県知事三木行治と二人三脚で酪農振興策を打ち出してきた主管課長惣津律士の、集約酪農地域の中核をなすジャージー地区指定の朗報に寄せる万感の思いが伝わってくる。同氏の胸中には、ジャージー地区を構成する蒜山地区と津山地区が互いに隔絶しており、津山地区の指定に難色を示し続けた農林省当局への熾烈な説得運動の日々が去來したに違いない。そして上記の文脈には酪農処女地蒜山地区における乳牛導入農家へのメッセージが込められており、彼らに対し酪農道を極める重責の自覚をにじませている。

同氏はさらに『岡山畜産便り』（昭和29年5月号）巻頭言で「蒜山高原への想い」を次のように語っている。

「岡山県の北海道とも云われる蒜山高原の産業開発に対する県民の要請は戦後年と共に積極性を帶び、国の総合開発地域としての指定はもとより県及び岡山大学に依る基礎的調査の進展と共に漸次その壮容がクローズアップされ、更に湯原ダムの建設に依ってその実現可能の見透しが緒についた事は本県産業界に取って何より喜ばしい事と思って居ります。

私は蒜山高原地帯の開発には先ず交通網の確立が先決条件である事を率直に認めますが、併しながらこれ待っていたのでは本地帯はいつまでも暗黒地帯として取り残される運命にありますし、そして現在のような農業経営の様式では益々その度を加え土地は荒廃の一途をたどる事は事実であります。

かかる現状に対し、新しい息吹きを与えて希望をもたらすためには、酪農を中心とした新しい農業経営に移行する必要性は既に調査によって明確化されていますが、はたしてこの一帯の農家が真剣に自主的に立ち上がるだけの意欲を有するやに疑問をもつ事は誰もであります。私も一昨年までは同様の感を抱いていた一員ですが、その後高原を訪れる度ごとに酪農に依る農業革命に対して農家が真剣にして強固なる意思とそして、尊い団結力を有するのを痛感するに及んで、この地帯は必ず成功し得る事を信ずるようになり、而も何はともあれ産業振興の第一歩として酪農によってこの一帯を救うべしとの感を益々強くしている現在であります。

併しながら私はこの実現にはあまたの困難のある事は勿論認めております。そして国及び県当局の強力なる指導と援助そして素直な受け入れ体制がともなわなければ目的達成の出来ない事は申し上げるまでもありません。

私共はこの際、一切の偏見を捨てて、観察の総力を結集して蒜山高原の同志に愛の手をのばそうではありませんか」。

上文を記した惣津律士畜産課長は、農林省畜産局在職時代にオセアニアや北海道の草地農業に接し、その広くて深い見聞と体験に基づいて、酪農処女地蒜山地区におけるジャージー種牛草地酪農の確立を企画し、将来展望を失いがちな既存の農業体制の大変革、つまり酪農による農業革命を決意したのである。そして、地元農民の間に広がる農業革命意識の浸透と彼らの強固な実行の意志を確認し、その成功を確信したのであろう。しかし、同氏は蒜山地区酪農確立の前に立ちはだかる多くの困難を予

測し、県と町村の行政サイド、そして酪農民および地元関係団体の緊密な連帶的行動を強く呼びかけている。

さて、政府による蒜山地域ジャージー地区指定の意義は、上記した『畜産便り』卷頭言が語るように、ジャージー種牛の導入による集約酪農地域形成事業を地域産業開発の先導的アプローチと位置づけ、同事業の遂行により閉塞状態の地域農業に革命を呼び込み、さらには地域産業開発の動機づけとする点にある。

この農業革命の遂行には、酪農民一人ひとりの強固な意志と行動力、そして団結力は何よりも欠かせないが、同時に個別酪農経営の有り様を明確にし、その経営を取り巻く外部環境条件を様々な側面から整備しなければならない。このような事柄を踏まえた上で、上記の畜産課長は酪農経営の視点から『岡山畜産便り』（昭和29年2月号）の卷頭言で「酪農道」を語っている。

その1文から「酪農道」の核心部分を抜き書きすると、「土地を母体とした酪農のみが健全性をもち、そして農村を明るくするものである。

1930年米国のフレーザー教授はその著『酪農経営法』（筆者注、酪農経営に関する古典的名著）で、牛乳を牛から搾ると云わず、牛乳は飼料から変化製造するものであると述べず、牛乳は畠から生産されるものなりと酪農道の根本原理を端的に喝破しているが、私は常に味わうべき言葉と信じている」。

この酪農道は「健全なる精神の酪農家と、優秀な乳牛と愛すべき土地の三者が一体となって輝かしい酪農が生まれる」（前出の岡山畜産便り、昭和29年3月号卷頭言）と共に通する考え方であり、酪農哲学である。こうした考え方とは、今日多くの人々の間で共通認識となっている草地生態系を意識した表現であろう。まさに草地酪農とは草地生態系の畜産的機能であり、その系における物質循環のアンバランスこそが現今の畜産公害拡大の元凶であり、さらに環境保全型酪農への転換の引き金となっている。「単なる乳牛頭数の増加は酪農振興の尺度にはならない」（岡山畜産便り、昭和29年3月号卷頭言）との指摘はまさに正鵠を射ている、味わい深い言葉であると言わざるを得ない。

蒜山酪農地域形成の端緒は、行政主導型のいわゆる外発的アプローチによるものであり、地元内部から自発的に沸き上がった酪農地域形成のプログラムによるものではなかった。だからこそ津律士畜産課長は『岡山畜産便り』卷頭言で、当地域のジャージー地区指定の背景や意義と課題をしばしば地元農民と関係者へ語りかけたのである。昭和29年（1954）10月、ジャージー種牛の導入第1陣が到着してからおよそ半世紀、蒜山地域におけるジャージー種牛酪農の実情は、当時の意義と課題に十分に応え、真の草地酪農への道を切り拓いてきたのであろうか。

第5項 ジャージー地区の拡大

既述のとおり、酪農振興法に基づき指定を受けた集約酪農地域は、美作集約酪農地域（昭和30年12月指定）のほかに備中集約酪農地域（昭和32年9月指定）および旭東集約酪農地域（昭和34年3月指定）の3地域であり、後者の2地域とジャージー地区を除く美作集約酪農地域はホルスタイン地区である³⁶⁾。

美作集約酪農地域は昭和31年（1956）9月に追加指定を受け、さらに同34年（1959）3月には地域拡大指定を受けている。それを機会に真庭郡美甘村および新庄村は同34年度からジャージー種牛を導

入り³⁷⁾、英田郡東西粟倉村と大原町および真庭郡勝山町と久世町には政策的にジャージー種牛が導入された³⁸⁾。

第6項 美作集約酪農地域振興対策室の設置

美作1市16か町村の集約酪農地域指定に伴い、同地域における酪農を中心とした農業振興を推進するため、岡山県は昭和31年（1956）1月、農地経済部に「美作集約酪農地域振興対策室」を設置した³⁹⁾。この対策室は①関係機関の有機的な連携及び協力体制を構築し、②酪農を中心とした農業全般の振興対策を樹立し、③その対策の普及徹底を図ることを主たる任務とした。

この任務遂行のため、同対策室長に農地経済部長を当て、その傘下に(1)指導体制班（班長・畜産課長、役割は指導強化及び運営）、(2)営農改善班（班長・農業改良課長、営農指導）、(3)飼養管理班（班長・畜産課長、飼料、牧野、飼育管理指導）、(4)栽培改善班（班長・農業試験場長、作物・果樹栽培改善指導）、(5)牛乳処理改善班（班長・畜産課長、牛乳処理販売等機構整備）、(6)生活改善班（班長・農業改良課長、生産物の利用及び農村生活改善）の6班を置き、各班ごとに指導大綱を作成している。各班員には畜産課、農業改良課、蚕糸課、林産課、農政課、農地開拓課、農業試験場、津山畜産農場（酪農試験場の前身）の関係者が就任した。

なお、「美作集約酪農振興技術指導本部」を津山畜産農場に置き、その構成員は津山畜産農場、農業試験場津山分場、蚕糸試験場、地域内の農業改良普及所、家畜保健衛生所及び蚕業指導所の技術職員とした。さらに技術指導本部には地域内市町村を5地区に分けて支部を置き、各支部構成員には地区内の農業改良普及所および家畜保健衛生所が中心となり、地区内の関係技術者を当てた⁴⁰⁾。

以上のように県の関係機関を総動員した集約酪農地域振興体制の構築は、県内の他の集約酪農地域では見られない行政措置であった。このことは、三木県政の県北部地帯における酪農による農業振興に対する積極的姿勢を鮮烈に打ち出したものといえる。

第7項 酪農近代化の推進

わが国の昭和30年（1955）から10年間の酪農振興は、既述した集約酪農地域振興計画と昭和34年（1959）に制度化された酪農経営改善計画に基づいて遂行され⁹⁾、その後は昭和40年（1965）6月改正の「酪農振興法」に基づき同年9月に公表された「酪農近代化基本方針」に基づく近代化政策に引き継がれた。

酪農経営改善計画の制度化は昭和32年（1957）の酪農不況を契機として実施されたものである。その制度は、従来の集約酪農地域振興政策のあり方をきめ細かくし、より小地域の酪農集団の形成を図り、経営改善を指導して、その質的改善をねらったものである⁴¹⁾。

岡山県における酪農経営改善計画樹立の市町村は昭和34年度（1959）から同37年度（1962）までの間に143を数えた。ジャージー地区市町村の中で津山市と蒜山地域構成町村は昭和34年度（1959）に、真庭郡美甘村と新庄村および英田郡大原町、東粟倉村、西粟倉村は昭和35年度（1960）に同計画を樹立している⁴¹⁾。

昭和41年度（1966）に発足した酪農近代化制度は、既述したように概ね10年ごとに公表される「農産物の需要と生産の長期見通し」と整合性を保ちながら、農林大臣の策定する酪農近代化基本方針に準拠して、都道府県知事および市町村長がそれぞれが定める酪農近代化プログラムを計画的、効率的に推進するための制度である。その近代化計画により、①地域ごとの酪農生産目標を定め、生産の安定的増大を図り、②立地条件に適応した経営方式の指標を定め、経営改善を計画的、効率的に実行し、③集乳・流通および乳業の合理化が推進されてきた⁴²⁾。

岡山県における酪農近代化計画の樹立は、国の同近代化方針の樹立に即応し、昭和41年（1966）12月、同46年（1971）11月、同52年（1977）1月の3次にわたり策定され⁴³⁾、その後、第4次計画が昭和56年（1981）1月に公表されている。

上記の酪農近代化計画は昭和58年（1983）5月公布の「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（いわゆる酪肉振興法）に基づく酪肉近代化計画に変わった。なお、そのため岡山県では、昭和59年（1984）7月、同63年（1988）2月、平成8年（1996）6月に策定し、さらに平成13年（2001）3月には第4回近代化計画（平成10年～平成22年）が策定されている。なお、第1回酪肉近代化計画の生乳生産数量目標は、上記の第4次酪農近代化計画と同じである。蒜山地域4か町村（川上村、八束村、中和村、湯原町）の中で酪農近代化計画および酪肉近代化計画を策定した町村は川上村、八束村、湯原町の3か町村である。

町村レベルで酪肉近代化計画に盛り込まれる内容は、①生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標、②酪農経営（飼養管理方式、糞尿処理方式、繁殖、飼料給与、労働時間、酪農生産コスト、飼料自給率、飼料作物生産の作業体系と生産費用等）の改善目標、③生乳生産者の集乳施設の整備、その他集乳の合理化のための措置、となっている。

第8項 グリーンプランと草地改良事業

昭和25年（1950）5月制定の牧野法は「地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、その他牧野の荒廃を防止するために必要な措置を講じ、もって国土の保全と牧野利用の高度化を図る」（第1条）目的で制定された。この法律により、国の補助事業として、昭和27年（1952）以降保護牧野改良事業、改良牧野造成事業そして高度集約牧野造成事業が実施され、昭和37年（1962）以降牧野造成事業は公共事業として取り扱われ、草地改良事業と改称されるとともに画期的な進展をみるに至った⁴⁴⁾。

岡山県は主に酪農の進展に伴う草地改良事業量の増大および耕地における飼料自給対策の重要性の観点から、昭和35年（1960）4月に畜産課経営係において担当の「草地および飼料作物関係」の事務を新設の草地係に移譲し、同業務の強化を図った。創設された草地係は、同年1月公表の「岡山県家畜増殖計画」に対応して、飼料自給態勢確立のための大目標として「草資源大増産計画」（愛称「グリーンプラン」）を発表した。

グリーンプラン策定の趣旨は、「草資源の造成改良は、畜産とくに酪農および肉畜の振興計画推進の基礎であり、飼料供給源の確保と土地利用の高度化促進のため、最も重要な施策である。とくに、本県は草資源に恵まれ既存牧野50,851haを有しているが、草地は年々刈り取られ、地力の回復するいとまもなく奪略され、草生状況は量質ともに生産性が極めて低い現状である。

したがって、これらの劣悪な牧野を改良して、昭和40年（1965）度までに高度集約牧野7,000ha、改良牧野3,000haを確保し、既耕地においては21,000haの飼料作物を生産を増強して、自給飼料の増産態勢を確立し、農業経営の安定合理化はもちろん、家畜の増殖ならびに低廉な畜産物の生産を助長するために、今般、最重点施策として、積極的に草資源の大増産を図ることとした」⁴⁵⁾となっている。

グリーンプランが家畜増殖計画と別建てで策定されたことは、これまでに例を見ないことで、反芻家畜飼養経営における草資源の位置づけを明確にし、その改良の重要性を打ち出した点は注目に値する。このグリーンプランは美作、備中、旭東の3集約酪農地域において昭和35年（1960）から6か年計画で実施されるものである。とりわけ蒜山地域においては、ジャージー種牛の導入に伴う飼料対策として高度集約牧野造成事業が積極的に実施されてきたが、さらにこのグリーンプランにより、特別に大規模草地改良事業が実施される運びとなったのである。

蒜山地域の大規模草地改良事業は「美作地域大規模草地改良事業」と呼ばれ、全国で最初に着手された事業で、その対象地は川上村と八束村にまたがる区域である。昭和34年（1959）に草地改良調査計画に着手し、同36年（1961）から朝鍋、鳥越、川上、三木原、蒜山上、蒜山中、高松、ケヤキの8団地591haの草地改良事業に着手し、同39年（1964）に完了した。事業内容は、牧草地造成571ha、道路整備20,947m、飲雜用水10,341m、電気導入9,400m、避難舎1,501m²、看視舎478m²、隔障物89,010m、牧野樹林37haで、総工費1億6千万円（ha当たり281千円）であった⁴⁶⁾。

個別酪農経営において後継子牛の育成は、放牧育成施設の確保や育成の労働負担などの側面から困難視され、公共育成場の活動が期待されてきた。そのため上記の草地改良団地の中で、三木原団地には岡山県乳牛育成牧場（草地面積77ha）が昭和37年（1962）度に開設された。一方、朝鍋団地には川上村育成牧場（同60ha）が昭和38年（1963）度に、そしてケヤキ団地では八束村育成牧場（同30ha、八束村農協運営）が昭和49年（1974）度に設置された。これら育成牧場のうち、岡山県育成牧場は昭和40年（1965）11月、財団法人中国四国酪農大学校に移譲された。川上村育成牧場はピロプラズマ病の発生などで放牧預託牛頭数が減少し、昭和46年（1971）9月に閉鎖され、また、八束村育成牧場は平成元年（1989）に蒜山酪農農業協同組合に移譲された。

大規模草地改良事業完了後、10数年を経て、造成草地の利用実態を明らかにし、その効率的利用を図るために問題点を摘出する目的で、昭和52～53年（1977～78）度に国の直営事業「草地等効率利用促進プロジェクト調査事業」が実施された。その調査結果として策定された草地改善計画に基づき、昭和54年（1979）度から草地更新事業等が進められた^{47)、48)}。

第9項 酪農の研究・教育機関

1 岡山県酪農試験場の設置

昭和20年（1945）代末期からの集約酪農地域形成事業による酪農経営の展開において、乳牛の飼養管理、乳牛の改良増殖および飼料作物の生産・利用等に関する技術の開発とその普及はきわめて重要な課題であった。

このため岡山県は、試験研究機関として昭和31年（1956）4月に既存の岡山種畜場と津山畜産農場を統廃合し、津山市近郊に岡山県酪農試験場を新発足させた。同時にまた、和牛試験場（阿哲郡千屋）

と養鶏試験場（岡山市近郊）が設置された。都道府県で畜産関係試験場を設置したのは岡山県が初めてであった。当時、都道府県には種畜場があり、優良種畜の民間への払い下げを主要業務とし、試験研究は副次的であったので、これに対応する能力は十分でなかったのである⁴⁹⁾。

岡山県における畜産関係試験場の設置は、当時の県畜産課長惣津律士が後に「（前略）今日の農業施策はとかく行政が先行し、教育とか試験研究はあとからとぼぼ歩いている。（中略）農業構造改善事業があすの日本農業を約束するのであるとすれば、よろしく、試験研究機関と教育機関に為政者はうんと配慮すべきであろう」⁵⁰⁾と述べているように、同課長の農業研究と教育に対する深い思い入れによると考えられる。もちろん、当時の県知事三木行治が昭和27年3月の議会において「農業生産に科学を導入し有畜農業や機械化農業の推進を図ることを強調」⁵¹⁾しているように、三木県農政の流れを無視することはできない。

岡山県酪農試験場の設置後、蒜山地域におけるジャージー種牛による酪農経営の発展に対応できる生産技術と家畜衛生の指導および家畜人工授精の業務を遂行するため、地元の強い要望を受けて、昭和32年（1957）4月、真庭郡川上村大字西茅部に岡山県酪農試験場蒜山分場が設置された。同時に、これまでジャージー種牛の保健衛生および飼養管理の指導と人工授精業務を担当してきた岡山県中福田家畜保健衛生所（真庭郡八束村）は廃止された⁴⁹⁾。

2 岡山県立酪農大学校の設立

岡山県知事三木行治は「これから酪農に近代的なセンスと技術と知識をもった青年が必要であることを洞察し」⁵⁰⁾、昭和36年（1961）12月1日、岡山県立酪農大学校は開校された。当初、同大学校における教育は岡山県酪農試験場の仮校舎で行われたが、翌37年（1962）4月以降は真庭郡川上村の新校舎に移り、同時に岡山県酪農試験場蒜山分場は吸収された⁵²⁾。

同大学校は酪農経営の担い手となる高等学校卒業と同程度以上の学力を有する30名の青年を対象とし、酪農に関する科学的知識と技能を習得させる目的で、修学期間は3か年、出校修業期間は年4か月で、その時期は初年目は4月～7月、2年目は8月～11月、3年目は12月～3月とし、残りの自宅期間中は自営や先進酪農家等での現場実習を課している。

当時の同大学校校長惣津律士は酪農人養成のための学校教育について、「君たちは私たちの教えることを通じて物の考え方、見方を精進する必要がある。うんと本を読み、うんと建設的なディスカッションをして疑問をもつようにならね。そこに進歩があるんだ」として「立派な経営はすぐれた知識と技術によってのみ実現できるという簡単な公式を忘れてはならない」と語っている⁵⁰⁾。教科目担当講師の多くに岡山大学農学部教官と県農業改良専門技術員を当てているが、それは学術水準の高い講義内容を期待し、理論とそれに依拠した実学（酪農諸科学理論の総合化）を学習し、実践する酪農人つくりをめざすためであった。

その後、農林水産省と岡山県は企業的能力を持った近代的な酪農経営者を養成するため、既存の岡山県立酪農大学校を発展的に改組し、昭和40（1965）11月に財団法人中国四国酪農大学校を設立し、修業期間は2か年で、このうち1年間は校外研修とするもので、40名の学生を募集している。